

広報 わたらい

広報板

☑日脳予防接種のお知らせ

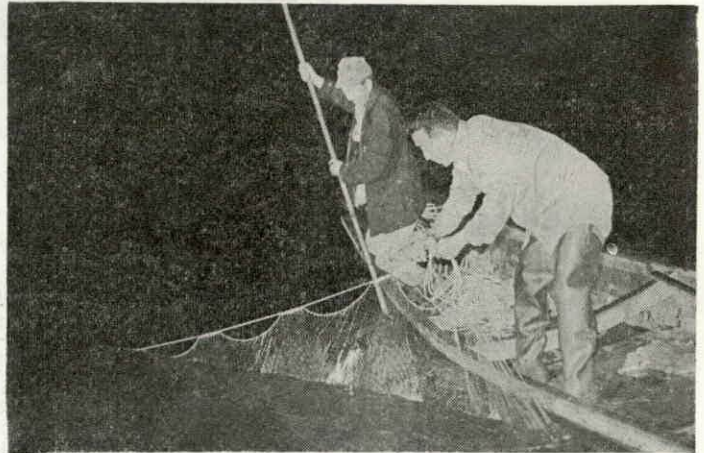
◆第1回（初回免疫者1回目と追回免疫者）

月日	時間	場所	対象
6月10日	1.30~2.00	大野木公民館	葛原、大野木
〃	2.30~3.30	母子健康センター	棚橋、牧戸
6月16日	1.30~2.30	上久具寺	下久具~茶屋広
〃	2.50~3.30	大久保寺	平生~鏡川
6月17日	2.30~3.30	小川郷小	小中学生
6月18日	1.30~2.30	棚橋保育所	園児
〃	3.30~4.00	〃	園児、川口~駒ヶ野
6月19日	1.30~3.00	内城田小	小学生

◆第2回（初回免疫者2回目）

6月14日	10.00~10.30	長原保育所	園児、長原
〃	11.00~11.30	立花クラブ	立花
6月16日	10.00~10.30	注連指農協	注連指
〃	11.00~11.30	田口クラブ	田口
6月17日	1.30~2.00	一之瀬中講堂	小萩~川上
6月18日	2.30~3.30	棚橋保育所	葛原~牧戸
6月23日	2.00~2.30	上久具寺	下久具~茶屋広
〃	2.50~3.20	大久保寺	平生~鏡川
6月26日	1.30~2.30	小川郷小	川口~駒ヶ野

5月30日から始めました日脳予防接種は、みなさんの申込みにより実施いたしておりますが、指定の場所で受けられない人は、上記の場所であれば、どこでもけっこうです。また、申込みをしていない人でも会場で申込んでいただければ接種できます。（料金などは広報わたらい5月号でお知らせしましたが、就学前の乳幼児と55才~64才の人は、無料にいたしますからご了承ください）



夏をつげるアユ解禁

夏の幕あけを告げる宮川のアユ漁が解禁されました。

ことしは、暖冬で天然アユのフ化が好調のうえ、遡上もますますですが、宮川本流でも上流のダムや砂利採取の影響で育ちはやや悪く、漁獲は多いが小ものが目立っています。

それでもアユ漁の味は格別で、宮川本流や一之瀬川では友釣りやひっかけ、それにコダカ網などを使って銀鱗を追う夏の風物詩があちこちで繰り広げられています。

なお宮川（支流も含む）でのアユ漁は宮川漁業協同組合の会員（正組合員年千円、準組合費年四百円）となるか、そのつど入川料（1日、二百円）を払ってくださると同組合ではいっています。

コダカ網を使っての初アユとり（棚橋地内の宮川で
6月1日午前0時すぎ写す）

三重県警察官募集

- Aコース（昭和44年10月採用）30名
- Bコース（昭和45年4月採用）70名
- 試験期日 8月8日
- 受験資格 採用のとき19才以上26才未満の男子（高卒者は18才以上）
- 願書受付 6月6日~7月26日
- お問合せは最寄りの警察官駐在所か三重県警察本部警務課または三重県人事委員会へ。
- 三重県上級職員採用試験
- 試験日は7月27日
- 願書受付は7月3日まで

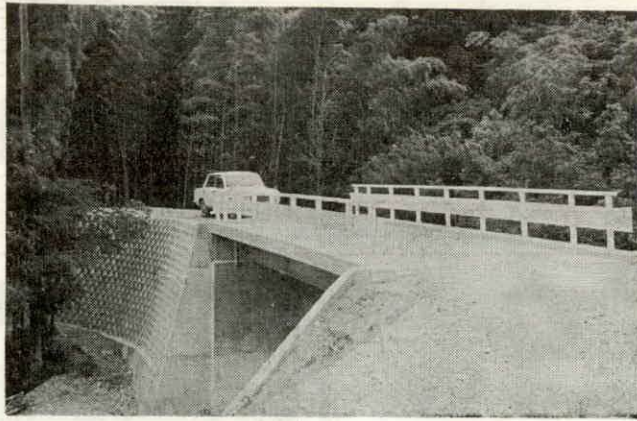
6月のこよみ

- 1日 気象記念日、電波の日
- 4日 歯の衛生週間
- 7日 計量記念日
- 10日 時の記念日、町議会全員協議会、妊産婦検診（母子健康センター）
- 11日 入梅、町中学校ソフトボール大会（一之瀬中）
- 13日 乳幼児検診（母子健康センター）
- 14日 藤越林道開通式（田中知事来町）6月期選挙人名簿登載（抹消）者縦覧最終日、町中学校バレーボール大会（中川中）
- 15日 父の日
- 18日 妊産婦検診（母子健康センター）
- 19日 県交通事故巡回相談（伊勢市役所）
- 20日 乳幼児検診（第一連絡所）
- 21日 夏至
- 23日 結核検診（学童）と25日、郡中学校教師剣道講習会（内城田中）
- 25日 救いの日、妊産婦検診（母子健康センター）
- 26日 離乳食栄養講習会（第一連絡所）
- 27日 乳幼児検診（中之郷保育所）、川南緑林道浦の上橋竣工式
- 28日 貿易記念日、中川家庭教育学級（中川中）
- 30日 国保税（第一期）納期

（つづいておくと便利です）

浦の上橋(川南線)が完成

コンクリート、鋼材合成の永久橋



宮川右岸を縦貫する川南線道路(町道と一部分林道)の茶屋広、当津間を結ぶ浦の上橋がこのほどコンクリート製の永久橋に掛け替えられました。

昭和四十一年五月老朽のため崩壊、その後学童通学用として仮橋が掛けられていましたが、四十三年度の国庫補助対象事業として着工このほど完成したものです。

麻加江から下久具に至る川南線道路の中程にあるこの浦の上橋の完成は、一般道としてはもちろん、産業用としてもその価値は大きく、また、これまで当津林道に迂回していたのに比べ時間もぐっと短縮されます。

完成した浦の上橋は、H型工法といわれる鋼材の上にコンクリートを仕組んだ合成桁橋で、長さ十四桁、幅三・六桁。

工費は、両端の取付け道路の拡幅工事を含めて八百六十四万円。森組(伊勢市円座町)の請負工事で完成。

(写真は完成した浦の上橋)

水難から子どもを守ろう

水に親しむ季節となりましたが、早くも県下で水の犠牲者が出ています。

宮川のアユも解禁され、川での魚取りや水遊びは楽しいものですが、この楽しい川遊びも、ちょっとした油断から事故を招きます。

昨年中に三重県で発生した二十才未満の少年の水死事故は四十名で、その八割が幼児や小学生です。

原因別では海河川への転落が大部分で、ちよつとのすきが大事をひき起しています。

かわいい子を水難から守るため、みんなが十分見守つてやり、水の恐ろしさを教え、水の事故を防ぎましょう。



横転するような事故が起りがちですから注意が必要です。

◆ドロはね運転に注意

雨の日に車から

ドロをはねられることは大変迷惑なことです。歩行者の身になって注意深く運転しましょう。

◆車の点検と整備
ワイパーの整備、タイヤの

空気圧も左右同じにし、ブレーキの点検、タイヤの減りぐあいなど十分気をつけましょう。

◆がけくすれに注意

山間部ではがけくすれが起りがちです。天気予報や交通情報をよく知っておきましょう。

◆戦没者の死亡の日以後、遺族以外のものと婚姻(改正婚)し、当該婚姻の解消もしくは、取消をしていないか、または、当該婚姻

戦没者遺族の特別弔慰金 6月30日までに請求を

戦没者の遺族に對して支給されている、特別弔慰金(三万円の国債)の請求手続きは、本年六月三十日までにしないと時効になります。

請求できる遺族

昭和十六年十二月八日以後に死亡された軍人、軍属などの遺族で、遺族援護法による弔慰金を受けた方が、昭和四十年四月一日までに死亡または再婚したことにより失権している遺族で、昭和四十年四月一日に恩給法による公務扶助料、遺族援護法による遺族年金等の受給権者がいない場合で、その戦没者と生計関係にあった父母、孫、祖父母、兄弟、姉妹までの方が請求できます。

請求できない遺族

①昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に死亡した人。
②戦没者の死亡の日以後縁組したことにより遺族以外のものの養子となっている人
③戦没者の死亡の日以後、遺族以外のものと婚姻(改正婚)し、当該婚姻の解消もしくは、取消をしていないか、または、当該婚姻

梅雨どきの交通安全

雨が降りはじめたらスピードは控え目にして、普段より二倍以上の車間距離をとりましょう。

◆路肩に寄りすぎないよ

つゆどきは

路肩が柔らかく、くずれやすくなっているため道路の端に寄りすぎるとは大変危険です。二輪車は雨具などによって視界がきかないため、突発的な事故、とくにスリップして

深く運転しましょう。

◆戦没者の死亡の日以後、遺族以外のものと婚姻(改正婚)し、当該婚姻の解消もしくは、取消をしていないか、または、当該婚姻

住民基本台帳にのっていない人

選挙人名簿に登録されません

このたび公職選挙法の一部が改正され選挙人名簿の登録はこれまでの申出制と違って住民基本台帳に基づいて職権で登録されることになりました。

したがって、これまで度会町の選挙人名簿に登録されている人でも住民基本台帳に登録されていない人は選挙人名簿から除外されることとなります。

登録実施は七月二十日現在で行なわれます。

住民実態調査にご協力を

度会町では、これと関連して住民基本台帳の完備をはかるため、六月中旬ごろ町内いっせいに住民の実態調査を行なうことにしています。

調査は、町職員が各世帯にお伺いして現住されている人の名前や生年月日などをお聞きします。

◆町に住んでいて住民基本台帳に登録されていない人は、いますぐ住民課で転入の手続きをお願いします。

この日に生れた人いませんか

大正8年10月29日

皆さんの両親、親類、近所に、大正八年十月二十九日に誕生された方はおられませんか。

この日はILO（国際労働機関）の発足日です。

この方達の中から一名を抽選んで選り配偶者と一緒にILO五十周年記念祝賀使節として労働大臣メッセージを込んでください。

応募者は官製ハガキに①氏名②住所③生年月日④職業⑤性別⑥配偶者の有無を記入して六月三十日(当日消印有効)までに三重県庁労政課まで申込んでください。

農薬事故を防ごう

5月15日～6月14日

農薬危害防止運動(五月十五日から六月十四日まで)が行なわれています。

農薬は、農業生産に欠くことのできないものである反面使用方法を誤ると人畜の生命にかかわる重大事故をひきおこします。

- ① 稲作や茶など、これから農薬を使う機会が増えてきますが、農薬に対する正しい知識と正しい使用、それに完全な管理に、十分気を配りましょう。
- ② 身体が悪い人は作業に従事しない。
- ③ 一人です連日間、続けて従事しない。
- ④ 作業後は手足、全身を石けんでよく洗い衣服は毎日取り替える。
- ⑤ 作業のあと、酒を飲んだり夜ふかしをしない。
- ⑥ 目まいや頭痛がするときは医師の診断を受ける。
- ⑦ 中毒した人は少くとも一週間の休息を要する。

間以上は作業を休むこと。農薬の保管の徹底。空容器的処置は完全に。

農薬の保管がルーズなためや、使用後の空容器的処置が適切でないためにおこる事故が多く発生しています。

農薬の保管、使用後の空容器的処置は完全にいたしましょう。

農薬散布地域で

遊ばないように。特定毒物の農薬を散布したときは赤い旗の表示がされますが、表示のないその他の農薬散布地域へも子供たちを近づかせないように、また附近の河川で遊泳しないよう注意しましょう。

町づくり

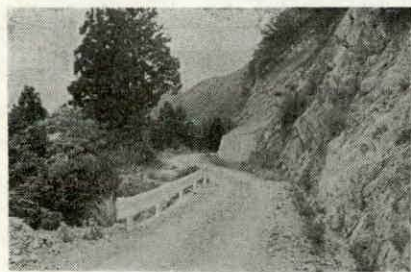
町内の交通危険箇所にかーブミラーとガードレールを取付けました。

【カーブミラー】
川上(2)
小萩(1) 中之郷(1)

【ガードレール】
注連指 立花 茶屋広
総延長 七十七メートル
工費 二十三万四千円。



(写真) 上は、川上地内に設けられたカーブミラー、下は、茶屋広地内のガードレール、



の解消、婚姻の取消をした後、戦没者の死亡の当時に氏に復していない人。

旧軍人の加算恩給請求

9月30日までに

旧軍人の加算普通恩給は、軍人実在職年数に外地勤務加算(戦地一カ月につき三カ月以内、事変地警備は一カ月につき二カ月以内)を合せて十二年になる人に本人の請求によって恩給が支給されます。

まだ手続きをされていない人は、本年九月三十日で時効になりますので今すぐ手続きをしてください。

また、前述と同条件を有する人で昭和三十六年加算恩給復活後、恩給請求することなく死亡した該当者の遺族(妻子、父母、祖父母の順)には普通扶助料が支給されることになっていますが、請求期限が昨年九月三十日で終わりますので、これらの方は一応連絡をしてください。

特に軍歴申立書はくわしく記載し、軍歴の裏付けとなる軍隊手帳、戦時名簿等を保管している人はこれらの物証も合わせて提出してください。

恩給請求書の提出先およびお問合せは、津市広明町三重県民生部厚生課(電話津①111内線309)。扶助料の請求は町住民課です。

国民年金教室

加入者の住所変更

転入地で必ず届を〓手帳も忘れずに

住民基本台帳を提出して転入届をすればその市町村の住民となります。国民年金では全国どの市町村へ住所が変わっても被保険者であることには変わりありませんので住民基本台帳での処理方法とは違ってきます。つまり、他市町村へ転入する場合、転出先の市町村へ転入届と国民年金手帳を添えて提出すれば、その市町村から元の市町村へ「転入した旨」の通知がなされてはじめてその市町村の被保険者となります。

【転入の場合】他市町村から本町へ転入される場合、転入届に国民年金手帳を提出のうえ、住所変更届と資格喪失届をしてください。

元市町村で転出届はしたが、転出先の市町村で転入届を浮くことになりません。これらの人が三カ月を経過すると「不在被保険者」として整理されることになり、いままです納めた保険料も宙に浮いてしまいます。

国民年金の被保険者で住所を異動される場合は、必ず転入地で住所変更届をしてください。

くわしいことは、市町村役場国民年金係でお聞きください。

障害年金

障害福祉年金の支給が開始された昭和三十四年十一月当時、支給の対象になっていた障害は、目、耳、手足、身体の運動マヒによる機能障害など外部障害の重度の人に限られていたのが、その後の改正で内部障害（結核、非結核性

障害年金が受けられる障害の程度は次ページ一覧表のとおりです。

（注）障害福祉年金（無拠出制）は一級のみが該当
障害年金（拠出制）は一二級が該当

呼吸器障害、精神障害）も支給対象に加えられ、昭和四十年十二月には、心臓、腎臓、肝臓、血液、その他の障害が新しく支給対象となりました。現在、度会町で障害年金を受けている人は拠出制年金が四人、無拠出制の福祉年金四

十三人です。

しかし、なかには世間体を気にしてせつなく権利がありながら請求をしていない人がかなりあるのではないかと思われます。

障害年金は、年金を受けられる状態でありながら請求をしないで五年間を経過すると権利がなくなることになりますから、該当されると思われる人は早く請求手続きをおとりください。



墓地に立派な焼香場完成

牧戸老人会が労力奉仕で建てる

老人クラブ会員の労力奉仕で、牧戸区の墓地に鉄骨製ス



完成した焼香場と無縁塚

レイトぶきの立派な焼香場が完成しました。

牧戸老人会「福寿会」（会長清水菊三、会員六十名）では、春の彼岸に寄った際、祖先崇拜を後々まで受けついでもらうため、まず自分たちが範を示そうと墓地整備の話が持ちあがり、費用は区で援助してもらうことにして、四月下旬から一人十日余りの労力奉仕で工事にとりかかり、五月十一日にやっと完成、落慶式を行ないました。

また、墓地に放置されたままの無縁仏を整備して無縁塚に安置しました。

たばこは町内で買ひましょう

みなさまが町内でお買上げいただく「たばこ」から年間五百万円余がたばこ消費税として町の収入になっています。

たばこはぜひ町内でお求めください。

なお、町ではサービスマツチ二万個をつくり、とりあえず一部を町内のたばこ小売店に配付しました。

せいぜい、ご利用、用ください。



一日一円で交通事故に備えよう

交通安全への願いもむなし、交通事故は年々ふえる一方です。

三重県では、この痛ましい交通事故にあった人の生活の窮状を、少しでも救おうと、今年一月から、「交通事故共済事業」を始めました。

この制度は、一日一円（年額三六〇円）というわずかな掛金で万一に備えるものです。

◎掛金（年額）
一般 三六〇円

障害程度一覽表

①は1級障害
②は2級障害

◆外部障害		◆内部障害	
障害名	障 害 の 程 度	障害名	障 害 の 程 度
目	①・全盲の人 ・片眼全盲と片眼が0.04以下である人 ②・一眼全盲で一眼0.04~0.08の人 ・両眼0.04の人	精 神	①・日常生活において目の離せない状態の人で生命保持のために、誰れかがついていなければならぬような人 ②・日常生活において著しい制限をされるか制限しなければならぬ、適当な介護が必要な人 ・てんかんにあつては、再々発作や性格変化がある人
耳	①・補聴器などを使つても全く効果のない全ろうの人(90デシベル以上) ②・耳もとで大声がかすかにわかる程度で補聴器使用の効果が少ない人(80デシベル以上)	結 核 呼 吸 器 疾 患	①・結核で入院または自宅で療養中の重症者で安静度1度2度の人 ・結核でないが、呼吸器に障害がある人で、絶対安静または終日横になつていなければならない人 ②・医師から安静度3度4度を指示されている人 ・主として横になつていなければならない人
平 衡	②・身体の外観に異常はないが、直線10メートルが歩けず、転倒したり、よろよいたりする人	心機能障 害	①・狭心症、大動脈狭窄症、冠動脈硬化症その他の傷病によって身のまわりのことは、かろうじてできるか、安静時でも狭心症状がおこり安静にしていないと訴えが増す人 ②・家庭内の極めて温和な活動は何んでもないが、それ以上のことは他人の介護がなくては日常生活ができない人
咀しやく	②・流動食以外は摂取できない人 ・食事などをするのに器物などを用いて防がねばならない人	腎臓疾患	①・腎性全身浮腫が1カ月以上存続し、絶対安静で他人の介護が必要な人(安静度1度2度) ②・安静度3度4度の必要のある人で主として横になつていなければならない人
言 語	②・言葉を発することができず、身ぶり、筆談等できなければ意志を伝えられない人	肝臓疾患	①・肝臓傷病により高度の腹水が存続したり意識障害発作をくり返す人、胆道疾患で発熱する人など、絶対安静で他人の介護が必要な人(安静度1度2度) ②・安静度3度4度の必要のある人で、主として横になつていなければならない人
上 肢 (手)	①・両手の指を全部欠いている人 ・かぶりシャツを着たり脱いだりできない人 ・日常生活が他人の介護を要する人 ②・両手のおや指、ひとさし指、または中指を欠いているかあつても著しい障害のある人 ・片手の全ての指を欠いているか、あつても著しい障害のある人	血液疾患	①・慢性白血病、再生不良性、貧血症などの傷病により立ちおくれ、息切れ、動悸などがひどく、絶対安静で、他人の介護が必要な人(安静度1度2度) ②・安静度3度4度の必要のある人で、主として横になつていなければならない人
下 肢 (足)	①・両方の足の足首以上で欠いている人または義足杖などを使用しないでは日常生活ができない人 ②・両足の全ての指を欠く人 ・片方の足首以上を欠いている人 ・片方の足の機能に著しい障害のある人	その他	①・その他身体の機能の障害で、長期にわたる安静を必要とする障害で日常生活を自分でできない重い障害の人 ②・その他身体の機能の障害で安静度3度4度の必要のある人で主として横になつていなければならない人
体 幹	①・座っていることができない程度または立上ることができない程度の障害のある人 ②・松葉杖その他の補装具の助けをかりれば、ある程度歩くことができる人	総 合	①・2級に該当する機能障害が二つある人 ・2級の病状と2級の機能障害が重複するときで日常生活を自分でできない重い障害の人 ②・機能障害と病状が重複するときで、日常生活に著しい制限を加えることが必要である人

●加入資格
 ①県下に住んでいて市町村住民基本台帳に登録されている人
 ②外国人登録原票に登録されている人
 ③県外居住者で三重県内の事業所に勤務または学校に通学している人
 ●加入手続
 印鑑と掛金を持参、町総務課で手続をしてください。
 ●なお故意、無免許、飲酒運転などの反社会的な事故を起した加入者は見舞金が支給されません。



●見舞金
 一等級(死亡) 五十万円
 二等級(手関節または肘関節以上を欠く傷害) 三十万円
 三等級(六カ月以上の傷害) 十万円
 四等級(三カ月) 五万円
 五等級(一カ月) 二万円
 六等級(十日) 五千元
 幼、小、中学生 三〇〇円
 生活保護者 一八〇円
 (二年、三年掛けの割引きもあります。)

赤ちゃんの離乳食

三カ月ごろから果汁を

取扱いは衛生的に

赤ちゃんの離乳食のつくり方を中心とした栄養講習会が五月二十二日母子健康センターで行なわれましたが、当日おこし願えなかったお母さん方のために、あらましをひろってみました。

離乳時期

赤ちゃんは、生後五、六カ月になるとお乳だけで栄養が不足がちになり、十分な発育ができなくなります。

元来、赤ちゃんの離乳は生歯をもつて離乳期と考えられてきましたが、離乳というのは時期を限って行なうのではなく離乳早期(三〜四カ月)

大野木の西村さん

三千元を町へ寄託

大野木の西村正さん(防衛庁職員40才)から、このほど町住民課に、町内生活保護家庭の児童に鉛筆でも買ってあげてくださいと三千元が寄託されました。

町では、さっそく西村さんのご意向どおり鉛筆など学用品にかえ、該当児童に伝達することにしています。ありがたいございました。

から徐々に果汁や野菜スープなどから始め、五カ月ごろ卵黄やおかゆ、八〜十カ月ごろにはほぼ離乳を完了して行くいわゆるいつとはなしに切替えて行くという方法が望ましいとされています。

離乳のすすめ方

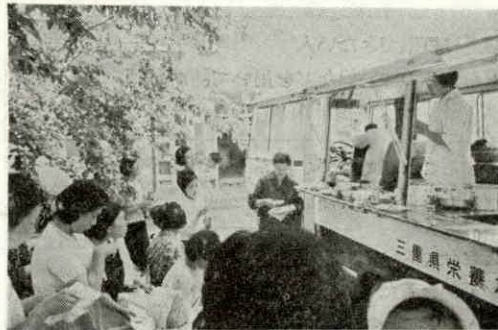
- 1、三〜四カ月から果汁、野菜スープ、おもゆを与える。
- 2、お乳の時間は四時間おきにする。
- 3、離乳期に入ったら一月一回お乳の前に離乳食を与える。
- 4、赤ちゃんの気嫌や便に注意しながら進める。
- 5、離乳食は衛生的に取扱うとくに梅雨期は食べもの

個人住宅建設資金の借入申込み受付中

受付期間 八月三十日まで
受付場所 住宅金融公庫業務取扱店(百五銀行、第三相互銀行)
貸付対象者 自分で住むための住宅を必要とし、土地の準備のできている人で収入月額が当初償還金の六倍以上の人
貸付対象住宅 三十平方メートル百二十平方メートル住宅部分四十八平方メートルまで
貸付金額 三十平方メートル以上四十平方メートル未満(六十万円から)四十平方メートル以上四十八平方メートル未満(七十五万円から)四十八平方メートル以上(九十一万円)
貸付利率 年五分五厘
返済期間 耐火構造三十五年以内 簡易耐火構造二十五年以内その他の構造十八年以内
返済方法 元金均等割賦償還で毎月払い

離乳食

1、粥(かゆ) かゆを飲むときは、かき回



腐りやすく細菌の繁殖が活発になりますから、新しいものを与えるよう細心の注意が必要です。

わさぬようにする。米飯から作るときは、米飯一に対し約五倍の水を加えて約三十分間炊く。(こめがゆ) 塩味だけ(卵黄がゆ) 卵黄のつぶしたものを加える。

(野菜がゆ) 人じんのすりおろし、ほうれん草のみじん切りを加える。

2、パンがゆ マッチ箱大のパンひと切れをほんのり焼きこまかくちぎって牛乳で煮立てる。砂糖または塩で味付けする。

3、うどん だし汁か、とり肉ス

写真は栄養指導車による離乳食の講習会(母子健康センターで)

1プに塩、しょう油、味の素で味をつけ煮立てた汁の中にたまごどんを入れ、とろ火でゆつくり煮込む。

4、野菜スープ(三カ月から) 季節の野菜をうすく小さく切り、大豆、こんぶ、しいたけなどを加えて約三十分水に浸したあと、強火にかけて煮たて、約五分弱火で煮る。このあと、スープだけ取り塩、しょう油、味の素で味付けする。(この場合味付けは大人が食べて水ばい程度の味にする)

こと)野菜スープ一八〇cc取るには約五〇分の野菜が適当です。

なお、六月二十六日午前十時から十一時半まで第一連絡所(脇出)で同講習会を開きます。多数おこしください。

自衛官募集

陸・海・空自衛官を募集しています。18才以上25才未満の男子の方、若いあなたの力を自衛隊で伸ばしましょう。

来春高校卒業予定者の志願受付もいたしております。

くわしくは町総務課へ



内城田中一年 清水紀美

広報紙とじ込み

表紙を配付

広報わたらいも、おかげをもちまして百号発刊を迎えましたが、これを記念して、近く「つづり込み表紙」を各世帯にお届けすることにしました。

表紙は、うす青色で、とじひもがついておりますので、ご利用ください。

今後とも、みなさまと町政を結ぶパイプ役を果たしたいと思っておりますので、町政に対して日頂お気づきのことやご意見ご希望、その他随筆や詩、短歌など、なんでもけっこうですから、どしどしお寄せいただきたいと思います。

方法は、書面でも電話でもけっこうです。掲載の分には相品を差上げます。

(係)